



将来構想づくりの理念

合併とのかかわりを考えた、 今、創るべき新市将来構想の考え方

1 合併を50年に一度の歴史的局面ととらえ、長い期間を見据えた、
新ながおかのまちづくりの方針

2 各地域の人々の思いによってつくられる、
新ながおかのまちづくりの方針

3 市民と行政が一体となって、全市をあげてともに取り組んでいく、
新ながおかのまちづくりの方針

参考資料:将来構想と建設計画、総合計画との関係

…合併特例法が基本となります。

●市町村合併は「市町村合併特例法」の規定に基づき、推進されます。

…〔建設計画〕は以下の事項について作成します。

●合併市町村の建設の基本方針

●合併市町村または合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

●公共的施設の統合整備に関する事項

●合併市町村の財政計画(市町村合併特例法第5条第1項)

…〔新市将来構想〕は〔建設計画〕の基本方針につながります。

●この長岡地域新市将来構想書は、合併した場合の将来ビジョンを示すもので、行政(サービス)全域にわたる施策等ではなく、新市像づくりを先行的に行っていくための戦略的な方針(より尖った部分、下図参照)です。

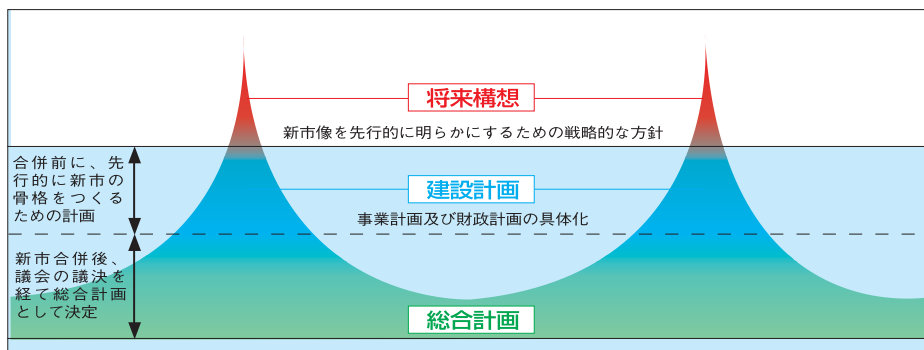
…〔建設の基本方針〕以外の事項については今後検討を進めていきます。

●新市で行う事業、施設の統合整備、財政計画等については、この新市将来構想を基本とし、おおむね10年程度の期間を対象として、今後、更に検討を進め合併協議会で作成していくこととなります。

…総合計画の策定は次のステップで定められます。

●「地方自治法第2条第4項」で定められる総合計画は、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想であり、新市誕生後、議会の議決を経て定められていくものでこの長岡地域新市将来構想を含む建設計画の次のステップでの策定となります。

建設計画、総合計画と比較したときの新市将来構想の役割は、
新市の発展を先行的に担っていくために必要な戦略的な方針



参考図:将来構想、建設計画、総合計画の関係図